

犀川及び浅野川における美しい川筋景観の保全に関する条例に基づく補助金交付要綱

(平成 29 年 9 月 1 日 決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、犀川及び浅野川における美しい川筋景観の保全に関する条例（平成 29 年条例第 2 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象及び補助金の額)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の種類、対象区域、対象工事等及び補助金の額は、別表第 1 のとおりとする。

(適用除外)

第 3 条 市税を滞納している者に対しては、補助金を交付しない。

2 別表第 2 の右欄に掲げる建築物若しくはその部分又は屋外広告物（屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。）若しくは屋外広告物を掲出する物件（以下「屋外広告物等」という。）に対しては、同表の左欄に掲げる補助事業の種類に係る補助金を交付しない。

(雑則)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年度分からの補助金について適用する。

別表第 1（第 2 条関係）

補助事業の種類		対象区域	対象工事等	補助金の額
川筋修景事業	屋根修景事業	条例第 7 条第 1 項に規定する川筋景観保全区域（以下「川筋景観保全区域」という。）内	黒の日本瓦葺きによる屋根の改修工事	対象工事等に要する経費の 50% に相当する額以内の額とし、その額は、50 万円を超えないものとする。

外壁修景事業	川筋景観保全区域のうち、浅野川区域における梅ノ橋から中の橋まで又は犀川区域における桜橋から新橋までの区間内	金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号）第9条の規定による金沢市景観計画に定める推奨色を採用した外壁の改修工事	対象工事等に要する経費の50%に相当する額以内の額とし、その額は、50万円を超えないものとする。
屋外設備修景事業		屋上及び壁面の既存設備をルーバー、格子等で目隠しする工事	対象工事等に要する経費の50%に相当する額以内の額とし、その額は、50万円を超えないものとする。
緑化事業	川筋景観保全区域内	河川側から望見できる高木又は中木の植栽	対象工事等に要する経費の70%に相当する額以内の額とし、その額は、30万円を超えないものとする。
屋外広告物等撤去事業		条例第8条第1項に規定する川筋景観保全基準に適合しない屋外広告物等を撤去する工事	対象工事等に要する経費の90%に相当する額以内の額とし、その額は、100万円を超えないものとする。
		撤去することにより河川及びこれに	対象工事等に要する経費の90%に相当す

		沿った区域の景観 その他の環境が改 善されるものとし て金沢市屋外広告 物等に関する条例 (平成7年条例第 58号) 第37条の2 に規定する屋外広 告物審査会が要請 したものに係る屋 外広告物等を撤去 する工事	る額以内の額とし、 その額は、100万円 を超えないものとし る。
--	--	---	--

備考 次に掲げる事業に係る補助金（以下「他要綱補助金」という。）の交付を受けた者又は受けようとする者で、当該年度において、この表に規定する緑化事業に係る補助金（以下「緑化事業補助金」という。）の交付を受けようとする者にあつては、他要綱補助金の額と緑化事業補助金の額の合計額が50万円を超えることができないものとして、緑化事業補助金の額を算定する。

- (1) 金沢市における危険ブロック塀の除却に関する補助金交付要綱（昭和59年告示第27号）に規定する補助金の交付事業
- (2) 金沢市こまちなみ保存条例に基づく補助金交付要綱（平成6年4月1日決裁）に規定する外構修景事業
- (3) 金沢市斜面緑地保全条例に基づく補助金交付要綱（平成12年4月1日決裁）に規定する高木緑化事業
- (4) 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例に基づく補助金交付要綱（平成21年10月1日決裁）に規定する景観修景事業

別表第2（第3条関係）

補助事業の種類		建築物若しくはその部分又は屋外広告物等
事業種別	事業名	
川筋修景	屋根修景事業、	1 金沢市指定文化財の修理事業等及び選定保存技術

<p>事業</p>	<p>外壁修景事業又は屋外設備修景事業</p>	<p>の保存事業に関する補助金交付要綱（昭和53年告示第41号）の規定に基づく補助金の交付の対象となった建築物</p> <p>2 金沢市こまちなみ保存条例に基づく補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付の対象となった建築物のうち、当該交付の対象となった事業により取得し、又は効用の増加した建築物の部分（金沢市補助金交付事務取扱規則（昭和51年規則第38号）第20条第1項ただし書に規定する市長が定める期間（以下「補助金交付制限期間」という。）を経過するまでのものに限る。）</p> <p>3 金沢市伝統的建造物群保存地区保存整備事業費補助金交付要綱（平成13年告示第161号）の規定に基づく補助金の交付の対象となった建築物のうち、当該交付の対象となった事業により取得し、又は効用の増加した建築物の部分（補助金交付制限期間を経過するまでのものに限る。）</p> <p>4 金澤町家再生活用事業補助金交付要綱（平成22年4月1日決裁）の規定に基づく補助金の交付の対象となった認定金澤町家のうち、当該交付の対象となった事業により取得し、又は効用の増加した認定金澤町家の部分（補助金交付制限期間を経過するまでのものに限る。）</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、この要綱の規定に基づく補助金に類するものであると市長が認める補助金等の交付の対象となった建築物のうち、当該交付の対象となった事業により取得し、又は効用の増加した建築物の部分（補助金交付制限期間を経過するまでのものに限る。）</p>
-----------	-------------------------	--

	屋外広告物等撤去事業	金沢市屋外広告物等に関する補助金交付要綱（平成11年3月18日決裁）の規定に基づく補助金の交付の対象となった屋外広告物等
--	------------	--